

1. 総論

- (1) 自転車活用推進計画の位置付け
自転車活用推進法※に基づき策定する、我が国の自転車の活用の推進に関する基本計画
- (2) 計画期間
長期的な展望を視野に入れつつ、2020年度まで
- (3) 自転車を巡る現状及び課題

※自転車活用推進法（議員立法）
2016年12月9日成立
（衆・参とも全会一致）
2017年5月1日施行

2. 自転車の活用の推進に関する目標及び実施すべき施策

目標 1 自転車交通の役割拡大による良好な都市環境の形成

- 自転車通行空間の計画的な整備の促進
【指標】自転車活用推進計画を策定した地方公共団体数 [目標値 200団体 (2020年度)]
【指標】都市部における歩行者と分離された自転車ネットワーク概成市町村数 [目標値 10市町村 (2020年度)]
- 路外駐車場の整備や違法駐車取締りの推進等による自転車通行空間の確保
- シェアサイクルの普及促進
【指標】サイクルポートの設置数 [目標値 1,700箇所 (2020年度)]
- 地域の駐輪ニーズに応じた駐輪場の整備推進
- 自転車のIoT化の促進
- 生活道路での通過交通の抑制や無電柱化と合わせた自転車通行空間の整備

目標 2 サイクルスポーツの振興等による活力ある健康長寿社会の実現

- 国際規格に合致した自転車競技施設の整備促進
- 公道や公園等の活用による安全に自転車に乗れる環境の創出
- 自転車を利用した健康づくりに関する広報啓発の推進
- 自転車通勤の促進
【指標】通勤目的の自転車分担率 [目標値 16.4% (2020年度)]

目標 3 サイクルツーリズムの推進による観光立国の実現

- 国際会議や国際的なサイクリング大会等の誘致
- 走行環境整備や受入環境整備等による世界に誇るサイクリング環境の創出
【指標】先進的なサイクリング環境の整備を目指すモデルルートの数 [目標値 40ルート (2020年度)]

目標 4 自転車事故のない安全で安心な社会の実現

- 高い安全性を備えた自転車の普及促進
【指標】自転車の安全基準に係るマークの普及率 [目標値 40% (2020年度)]
【指標】自転車乗用中の交通事故死者数※ [目標値 第10次交通安全基本計画の計画期間に、自転車乗用中の死者数について、道路交通事故死者数全体の減少割合以上の割合で減少させることを目指す。(2020年度)] ※ (13~17の関連指標)
- 自転車の点検整備を促進するための広報啓発等の促進
【指標】自転車技士の資格取得者数※ [目標値 84,500人 (2020年度)] ※ (13,14の関連指標)
- 交通安全意識の向上に資する広報啓発活動や指導・取締りの重点的な実施
- 学校における交通安全教室の開催等の推進。
【指標】交通安全について指導している学校の割合 [目標値 100% (2019年度)]
- 自転車通行空間の計画的な整備の促進（再掲）
- 災害時における自転車の活用の推進

3. 自転車の活用の推進に関し講ずべき措置

施策を着実に実施するため、計画期間中に国が講じる措置を一覧表に整理

4. 自転車の活用の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 関係者の連携・協力
- 計画のフォローアップと見直し
- 調査・研究、広報活動等
- 財政上の措置等
- 附則に対する今後の取扱方針
➢ 道路交通法に違反する行為への対応については、自転車運転者講習制度の運用状況等も踏まえつつ、必要に応じて検討
➢ 自転車の損害賠償については、条例等による保険加入を促進し、新たな保障制度の必要性等を検討